

【租税特別措置を活用するための手続き】

事業者には、平成25年4月1日以降の設備投資の内容が「産業の振興に関する計画」に適合したものかどうかを、税務申告前に南房総市指定の様式により確認申請を行っていただきます。適合が確認できた場合には市から確認書を発行します。事業者は、確認書を税務申告の書類に添付した上で税務申告を行ってください。

■確認申請書提出先

南房総市役所企画部企画政策課

住所 〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木28

電話 0470-33-1001 FAX 0470-20-4598

■確認申請書のポイント

◎設備投資を行った事業者が、「産業の振興に関する計画」に記載する産業の振興を図る業種に取り組んでいる事業者か。

⇒製造業 /※1 農林水産物等販売業 /※2 旅館業 /※3 情報サービス業等

◎設備等の取得が南房総市の産業振興に寄与するものであるか。

⇒「導入経緯・目的」、「雇用の状況」欄の確認。

※事業の継続・拡張やそれらに伴う雇用の維持・拡大につながる、また、地域内の事業の新規創出やそれに伴う域内雇用の拡大につながることで地域の産業の維持・発展に貢献していると考えられれば、この条件を満たしているものと判断します。

○設備投資した場所が南房総市内であるか。

○設備投資（取得等）が平成25年4月1日（「産業の振興に関する計画」の開始日）以降であるか。

○資本金等の額と取得価格が特別措置の対象となる要件を満たしているか。

⇒資本金の確認できる書類（登記事項の写し等）及び取得価格を確認できる領収書等により確認します。

※1 農林水産物等販売業とは、地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業を指します。

※2 旅館業法（昭23法138）第2条に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業（財務省令で定めるものを除く）を指します

※3 情報サービス業等とは、情報サービス業のほか、有線放送業、インターネット付随サービス業、コールセンターを指します。

【半島地域における新たな租税特別措置について】

平成25年度税制改正により、半島地域において従来措置されてきた国税にかかる租税特別措置（工業用機械等の特別償却）が大きく見直されました。南房総市では、「産業の振興に関する計画」を策定し、半島振興対策実施地域の地区指定を受け、新たな特別措置が適用されるようになりました。

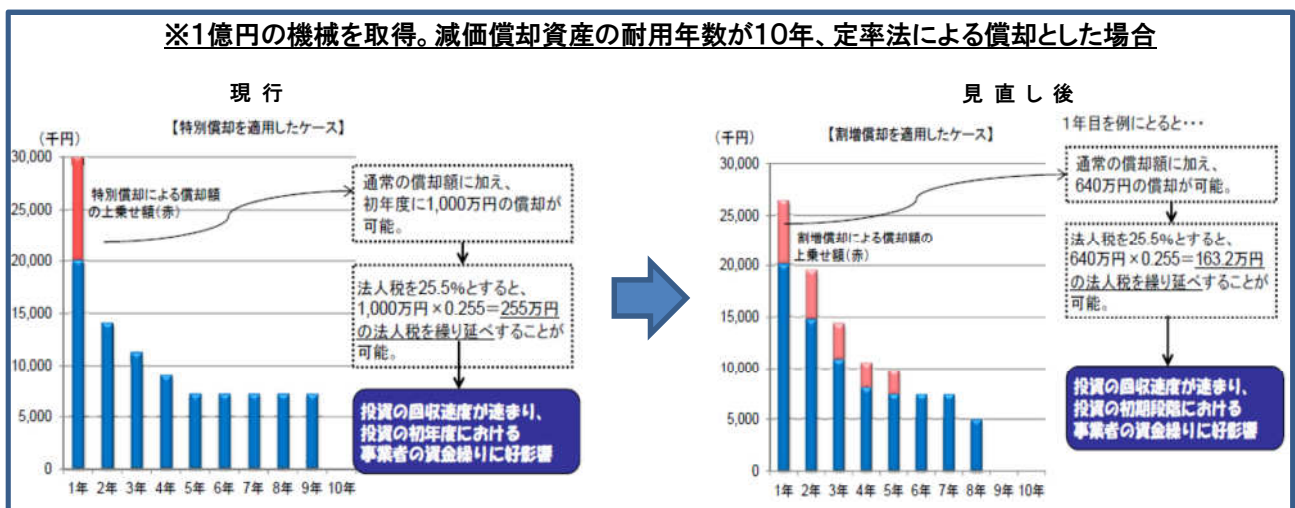
■見直しのポイント

【特別償却制度】

特別償却制度は、事業者が機械、建物等の資産を取得して事業の用に供した場合、通常の償却額に加え、一定の償却限度額を上乗せして償却できる制度です。

これまでは、資産を取得して事業のように供した初年度において、通常の償却額に償却限度額の上乗せができる特別償却を行っていましたが、今回の見直しにより、資産を取得して事業の用に供した年度から5年間上乗せができる「特別償却」に移行します。

見直し後の特別措置では、**5年間で見た場合**に、現行の措置と比較してより大きい金額を早期に償却することが可能となっており、課税の繰り延べ効果が高くなっています。



【取得価格要件等】

事業者 資本規模	業種等	製造業・旅館業	農林水産物等販売業 情報サービス業等	償却率	償却期間
1,000万円以下	500万円以上の取得等	1,000万円以上の取得等	500万円以上の取得等	機械・装置を 導入の場合 普通償却限度額 の32%	5年
5,000万円超	2,000万円以上の 新增設による 取得等	500万円以上の新增設に よる取得等	建物・附属設 備・構築物導 入の場合 普通償却限度額 の48%		